

4 千葉市手数料条例施行規則第2条について

千葉市消防関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日 規則第26号）第2条第2号中「特に必要があると認められるもの」とは、常用的、恒常的又は反復するものは含まないものとする。